

## 一般的意見第 20

### 経済的、社会的及び文化的権利における無差別（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第 2 条 2 項）

UN.Doc.E/C.12/GC/20

#### ．序及び基本的前提

1．差別は、世界の人口の相当割合の人々にとっての、経済的、社会的及び文化的権利の充足を弱体化させる。経済成長は、それ自体では持続可能な発展をもたらさず、また、歴史的な及び現代的な差別形態がしばしば固定されているがゆえに、個人及び人の集団は、社会経済上の不平等に直面し続けている。

2．無差別及び平等は、国際人権法の基本要素であり、かつ、経済的、社会的及び文化的権利の行使及び享受に不可欠である。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（規約）の第 2 条 2 項は各締約国に「この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障する」ことを義務付けている。

3．無差別及び平等の原則は、規約のいたるところで認められている。前文は「すべての人の平等のかつ奪い得ない権利」を強調しており、ならびに、とりわけ労働、公正かつ良好な労働条件、労働組合の自由、社会保障、十分な水準の生活、健康及び教育、ならびに文化的な生活への参加といった様々な規約上の権利に対する「すべての者」の権利を、規約は明文で認めている。

4．規約はまた、個々の権利のいくつかに関する無差別及び平等の原則に、明示的に言及している。第 3 条は、規約の権利を享受するために、締約国が男女の平等の権利を確保することを約束するよう求めており、ならびに第 7 条には「同一価値の労働についての同一報酬に対する権利」、及び雇用において「すべての者が昇進する均等な機会」が含まれる。第 10 条は、とりわけ、産前産後の合理的期間においては特別な保護が母親に与えられるべきであり、ならびに、保護及び援助のための特別な措置が、すべての子ども及び年少者に対し差別なく、とられるべきであると明記している。第 13 条は、「初等教育は、義務的な

ものとし、すべてのものに対して無償のものとする」と認め、ならびに「高等教育は、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」と規定している。

5. 国際連合憲章の前文、第1条3項、及び55条、ならびに世界人権宣言第2条1項は、経済的、社会的及び文化的権利の享受における差別を禁止している。人種差別、女性に対する差別、ならびに難民、無国籍者、子ども、移住労働者及びその家族の構成員、及び障がいのある人の権利に関する国際条約には、経済的、社会的及び文化的権利の行使が含まれている<sup>1</sup>と同時に、その他の条約は、雇用、教育といった特定の分野における差別の撤廃を求めている<sup>2</sup>。社会権規約及び市民的及び政治的権利に関する国際規約双方の平等及び無差別に関する共通の条項に加えて、自由権規約第26条には、法律の前の及び法律による、平等のかつ効果的な保護の独自の保障が含まれている<sup>3</sup>。

6. 社会権規約委員会は、これまでの一般的意見において、住居、食料、教育、健康、水、作者の権利、労働、及び社会保障に関する具体的な規約上の権利に対する無差別の原則の適用を検討してきた<sup>4</sup>。さらに、一般的意見第16が、あらゆる規約上の権利の享受に対する男女平等の権利を確保するため規約第3条に基づく締約国の義務に焦点をあわせる一方で、一般的意見第5及び第6がそれぞれ、障がいのある人の権利、及び高齢者の権利を扱っている<sup>5</sup>。本一般的意見は、締約国の義務の範囲（第 部）、差別の禁止事由（第 部）及び国内的な実施（第 部）を含め、規約第2条2項の規定についての委員会の解釈を明確にすることを意図している。

---

<sup>1</sup> あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（ICERD）、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）、難民の地位に関する条約、無国籍者の地位に関する条約、子どもの権利に関する条約、すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約、障がい者の権利に関する条約を参照。

<sup>2</sup> 1958年の雇用及び職業についての差別待遇に関するILO111号条約、UNESCOの教育における差別待遇の防止に関する条約。

<sup>3</sup> 規約人権委員会の無差別に関する一般的意見第18を参照。

<sup>4</sup> 社会権規約委員会の一般的意見、第4「一般的な住居に関する権利」（1991年）、第7「十分な住居に対する権利（第11条1項）：強制退去」（1997年）、第12「十分な食料に対する権利」（1999年）、第13「教育に対する権利（第13条）」（1999年）、第14「到達可能な最高水準の健康に対する権利（第12条）」（2000年）、第15「水に対する権利」（2002年）、第17「すべての者が自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利（第15条1項（c）」（2005年）、第18「労働の権利（第6条）」（2005年）、及び第19「社会保障に対する権利」（2008年）。

<sup>5</sup> 社会権規約委員会、障がいのある人に関する一般的意見第5（1994年）及び、高齢者の経済的、社会的及び文化的権利に関する一般的意見第6（1995年）。

## ・ 国家の義務の範囲

7. 無差別は、規約の中でも、即時のかつ分野横断的な義務である。第2条2項は、規約に記された各々の経済的、社会的及び文化的権利の行使において、締約国が無差別を保障することを要求し、ならびに、それらの権利とともに適用されることのみが可能である。差別とは、差別の禁止事由に直接的又は間接的に基づいたいかなる区別、排除、制限又は優先、もしくは差異ある待遇であり、また、平等の立場で規約上の権利を認識し享有し又は行使することを無効にし又は害するような意図又は効果を有するものであることに注意すべきである<sup>6</sup>。差別には、差別の扇動、及び嫌がらせも含まれる。

8. 締約国が、規約上の権利がいかなる類の差別もなく行使されることを「保障する」ために、差別は、形式的にも及び実質的にも撤廃されなければならない<sup>7</sup>。

(a) **形式的な差別** 形式的な差別の撤廃は、国の憲法、法律、及び政策文書により禁止事由に基づいた差別を行わないことを確保することが求められる。例えば、法律により、配偶者の有無に基づいて女性への平等な社会保障給付を拒否すべきでない。

(b) **実質的な差別** 形式的な差別に取り組むのみでは、第2条2項で構想されかつ規定された実質的平等を確保したことになる<sup>8</sup>。規約上の権利の実効的な享有は、しばしば、ある人が差別の禁止事由を特徴にする集団の一員であるかどうかに影響を受ける。実際問題として差別を撤廃することは、同様の状況にある個人への形式的待遇と比較するにとどまるのではなく、歴史的な又はたえず繰り返される偏見に苦しむ人の集団に十分な注意を払うことを義務付ける。締約国は、したがって、実質的な又は事実上の差別をもたらす又は永続させるような状況及び態度を防止し、縮小しかつ撤廃するために必要な措置を即時に採択すべきである。例えば、あらゆる個人が十分な住居、水及び衛生に平等なアクセスを持つことを確保することは、女性及び少女、ならびにインフォーマル

---

<sup>6</sup> 同様の定義として、ICERD 第1条、CEDAW 第1条、及び障がい者の権利に関する条約第2条を参照。規約人権委員会は、一般的意見第18のパラグラフ6及び7で同様の解釈に達した。委員会はそれまでの一般的意見においても同様の立場を採択している。

<sup>7</sup> 社会権規約委員会、第3条：あらゆる経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女平等の権利（第3条）に関する一般的意見第16（2005年）を参照。

<sup>8</sup> 社会権規約委員会の一般的意見第16も参照。

な集落及び農村地域に住む人々に対する差別を克服するために役立つだろう。

9. 実質的な差別を撤廃するために、締約国は、差別を永続させる状況を減じ又は抑制するために特別な措置を取る義務を負うかもしれないし、場合によっては負っている。このような特別措置は、それが事実上の差別を是正するための合理的、客観的かつ均衡の取れた方法であり、かつ実質的な平等が持続可能に達成されたときに廃止されるかぎりにおいて、正当なものである。しかしながら、上記の積極的な措置には、例外的に、言語的少数者に対する通訳サービス、及び感覚的な機能障がいのある人が医療施設にアクセスする際の合理的配慮といった、永続的な性質を備えていることが必要とされるものもある。

10. 差異ある待遇の直接的及び間接的形態は共に、規約第2条2項に基づく差別となりうる。

(a) **直接差別**は、個人が、禁止事由に関する理由のために、同様の立場において、別の人に比べ良好でない扱いをされたときに起こる。例えば、教育又は文化的機関での雇用、もしくは労働組合への加盟が、応募者又は被雇用者の政治的意見に基づいている場合である。直接差別には、比較され得る同様の状況がない場合には、禁止事由に基づいた有害な行為又は不作為も含まれる（例えば妊娠している女性の場合）。

(b) **間接差別**は、表面上は中立であるように見えても、差別の禁止事由によって区別された規約上の権利を行使する際に偏った影響を及ぼす法律、政策又は慣行を言う。例えば、学校への入学に出生登録証明書を求めることは、このような証明書を所持していない、もしくは与えられてこなかった少数民族又は無国籍者に対する差別となることがある。

## 私的な領域

11. 差別はたびたび、家庭、職場及び社会のその他の部門で遭遇する。例えば、民間の住宅部門の関係者（例として民間の家主、貸付の提供者、公営住宅の供給者）が、民族的背景、配偶者の有無、障がい若しくは性的志向によって、直接又は間接的に、住居又は住宅ローンへのアクセスを拒否することがある一方で、幼い少女を学校に通わせることを拒否する家庭がある。締約国はしたがって、私的な領域での個人及び団体が、禁止された事由に基づく差別を行わないことを確保するために、措置をとらなければならない、この措置には立法も含めるべきである。

## 組織的な差別

11. 委員会はいつも、ある集団に対する差別は、しばしば何の疑いもなく又は直接的でない差別を伴って広がり及び繰り返され、かつ、社会的行動及び社会組織の中に深く固定化するのだと感じている。このような組織的差別は、公的部門又は民間部門のいずれにしても、ある集団に相対的な不利益をもたらし、かつその他の集団には特権を与えるような法的基準、政策、慣行又は支配的な文化的態度として理解することができる。

### **差異がある待遇の許容可能な範囲**

13. 禁止事由に基づく差異ある待遇は、差異に対する弁明が妥当かつ客観的なものでない限り差別的であるとみなされるであろう。これには、措置又は不作為の目的及び効果が、妥当で、規約上の権利の性質と矛盾せず、かつ民主主義社会における福祉全般を促進するためだけのものかどうかに関する評価が含まれるだろう。加えて、実現しようとする目的ならびに措置又は不作為と、それらの効果との間には、均整という明瞭かつ合理的な関係性があるはずである。利用可能な資源が不足しているために差異ある待遇を排除できないことは、最優先事項として差別に取り組みかつ撤廃するために締約国が用いるすべての資源を用いたあらゆる努力がなされない限り、客観的かつ妥当な正当化事由とはならない。

14. 国際法の下で、規約に述べられた権利が差別なく行使されるであろうことを保障する第2条2項の義務にしたがって誠実に行動しないことは違反に相当する。規約上の権利は、国家又は地方レベルで締約国の機構又は機関を通じたものも含め、締約国による直接の行動又は不作為を通じて侵害される。締約国はまた、国際的な協力及び援助において差別的慣行を慎むことを確保すべきであり、及び管轄内にいるすべての行為者が同じようにすることを確保するために行動をとるべきである。

### **. 差別について禁止された事由**

15. 第2条2項は、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位」を差別の禁止された事由に挙げている。「他の地位」を含めたことは、このリストが網羅的でなく、及びその他の事由がこの範疇に取り入れられることがあることを示している。明示された事由、及び「他の地位」の下での多くの黙示の事由は、以下で論じられる。このセクションで示される差異ある待遇の例は単に説明のためのものであり、関連する禁止された事由の下で起こり得る差異ある待遇の全容を示そうとしたものでなければ、このような差異ある待遇がいかなる場合でも差別に相当するという最終的な結論でもない。

## ある集団に属すること

16. 人がひとつの又は複数の禁止された事由によって区別されているかを決する際、帰属は、逆に理由が存在しない場合、関係する個人による自己の同定に基づく。帰属関係にはまた、禁止された事由のひとつによって特徴付けられた集団との関連性が含まれ（例えば障がいをもつ子どもの親）、若しくは、個人がこのような集団の一部であることの他者による認識が含まれる（例えば同じ皮膚の色を持つ人、若しくは特定の集団の権利の支援者である又は集団の過去の構成員である人）。

## 複合的差別<sup>9</sup>

17. 個人又は個人の集団の中には、例えば民族的又は宗教的少数者に属する女性のように、2つ以上の禁止事由に基づく差別を抱える者がいる。このような重複した差別は、個人に特有の及び具体的な影響を及ぼし、かつ特別の考慮及び救済を必要とする。

### A. 明示された事由

18. 委員会は、とりわけ先住民及び民族的少数者に対する幅広い規約上の権利における形式的及び実質的差別に対して、一貫して懸念を提起してきた。

## 「人種及び皮膚の色」

19. 「人種及び皮膚の色」に基づく差別は、個人の民族的出身を含むが、規約により、ならびに人種差別撤廃条約を含めたその他の条約により禁止される。規約又は本一般的意見における「人種」という語の使用は、別々の人種の存在を決定しようとする理論を受容することを意味しない<sup>10</sup>。

## 性

---

<sup>9</sup> 重複する差別に関して、本一般的意見のパラグラフ 27 を参照。

<sup>10</sup> ダーバン再検討会議の成果文書、パラグラフ 6 : 「すべての人民及び個人は、多様性に富んだひとつの人類を形成していること、及びすべての人間が生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であることを再確認し；いわゆる異なる人種の存在を決定づけようとする理論に同調するあらゆる人種の優越主義を強く拒絶する」を参照。

20. 規約は、経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女平等の権利を保障する<sup>11</sup>。規約の採択以来、禁止事由である「性」という概念は、生理学上の特徴のみならず、経済的、社会的及び文化的権利の平等な実現に障害をもたらすような、ジェンダーの類型、偏見及び期待される役割といった社会的構造をも対象とするため、大幅に進化してきた。したがって、妊娠するかもしれないことを理由に女性を雇用しないこと、若しくは、例えば女性は男性ほど労働に関わることを好まないという固定的な仮定に基づいて女性を低いレベル又はパートタイムの仕事に配置することは差別に当たる。父親の育児休暇を認めないことも男性に対する差別となる。

## 言語

21. 言語又は地方訛りに基づく差別は、しばしば民族的若しくは種族的出身に基づく不平等な扱いと密接に関連している。言葉の壁は、規約の第 15 条で保障されている文化的な生活に参加する権利を含め、多くの規約上の権利の享受を妨げる可能性がある。したがって、例えば公共サービス及び公共財に関する情報は、可能な限り、少数者が話す言語でも入手可能であるべきであり、かつ、締約国は、雇用及び教育に関わるいかなる言語上の要件をも、合理的かつ客観的な基準に基づくよう確保すべきである。

## 宗教

22. この差別の禁止事由は、宗教又は自らの選んだ信仰を告白することを含み（宗教又は信仰を告白しないことも含む）、告白は礼拝、戒律、儀式及び教義の中で、公然と若しくはひそかに明らかにされる<sup>12</sup>。例えば、宗教的少数者に属する人が、自らの宗教のために、大学、雇用、もしくは保険サービスへの平等なアクセスを拒絶された場合に、差別が生ずる。

## 政治的意見又はその他の意見

23. 政治的及びその他の意見は、しばしば差別的扱いの理由となり、かつ、そのような意見には、意見を持つこと及び持たないこと双方、ならびに意見に基づいた団体、労働組合又は政党の内部で見解を表明すること若しくはそこに属していることが含まれる。例えば、食糧支援スキームにアクセスすることは、特定の政党に対する忠誠の表明を条件としてはならない。

---

<sup>11</sup> 社会権規約第 3 条、及び社会権規約委員会の一般的意見第 16 を参照。

<sup>12</sup> 国連総会の 1981 年 11 月 25 日の決議 36/55 で宣言された、宗教又は信念に基づくあらゆる形態の不寛容及び差別の撤廃に関する宣言、も参照。

## 国民的又は社会的出身

24. 「国民的出身」は、人の国家、国、又は出身地に関係する。このような個人的な事情のために、個人及び個人の集団が、公的及び私的領域双方で規約上の権利の行使において体系的な差別に直面する場合がある。「社会的出身」は、人が継承した社会的地位に関連するが、以下では、「財産」上の地位、「出生」に基づいた世系を基礎とする差別、及び「経済上及び社会上の地位」に照らして、さらに十分に検討する<sup>13</sup>。

## 財産

25. 差別の禁止事由としての財産上の地位は幅広い概念であり、不動産（例えば土地の所有又は保有）及び動産（例えば知的財産、家財道具及び収入）又はそれをもっていないことを含む。委員会はこれまで、水サービスへのアクセス及び強制移住からの保護といった規約上の権利は、例えばインフォーマルな集落で生活しているなど、人の土地保有上の地位によって条件付にすべきでないと述べてきた<sup>14</sup>。

## 出生

26. 出生に基づく差別は禁止されており、規約の第 10 条 3 項は、例えば子ども及び年少者のために「出生を理由とするいかなる差別もなく」特別な措置がとられるべきであると明確に述べている。したがって、婚姻外で生まれた者、無国籍の両親から生まれた者、又はこのような人を養子にした若しくは家族をなした者に対して区別を設けてはならない。出生という禁止事由には、特にカーストおよびそれに類似する相続された地位に基づいた世系も含まれる<sup>15</sup>。締約国は、例えば、世系を共有する共同体の構成員に向けられた差別的慣行を防止し、禁止し及び撤廃するための対策を講じ、かつ、世系を基礎とする優等及び劣等という考えの流布に対し行動をとるべきである。

## B. 他の地位<sup>16</sup>

<sup>13</sup> 本一般的意見のパラグラフ 25、26、及び 35 を参照。

<sup>14</sup> 社会権規約委員会の一般的意見第 15 及び第 4 をそれぞれ参照。

<sup>15</sup> この点に関する国家の義務の包括的概観に対して、人種差別撤廃委員会、条約第 1 条 1 項、世系に関する一般的勧告第 29（2002 年）を参照。

<sup>16</sup> 本一般的意見のパラグラフ 15 を参照。



27. 差別の性質は、文脈に応じて多様であり、時間と共に変化する。「他の地位」という事由への柔軟なアプローチはしたがって、合理的かつ客観的に正当化され得ない、及び第2条2項で明確に認められた事由に匹敵する性質である、差異ある待遇のその他の形態を捉えるために必要である。これらの追加的事由は通常、脆弱でかつ周縁化されたならびに周縁化され続けている社会集団の経験を反映する場合に認められる。委員会の一般的意見及び総括所見は、様々なその他の事由を認めてきており、これらは以下、より詳細に説明される。しかしながら、このリストは網羅的であることを意図していない。他に可能性がある禁止事由は、彼又は彼女が、刑務所に入っている又は精神科施設に強制的に収容されているために人の法的能力を否定すること、もしくはふたつの差別禁止事由の重複、例えば、社会サービスへのアクセスが、性ならびに障がいに基づいて拒絶された場合等が含まれる。

## 障がい

28. 一般的意見第5で、委員会は障がいのある人々に対する差別<sup>17</sup>を、「経済的、社会的及び文化的権利の承認、享受又は行使を無効にし又は害する効果を有する、障がいに基づくあらゆる区別、排除、制限、特惠又は合理的な便宜の否定」と定義した<sup>18</sup>。合理的な便宜の否定は、障がいに基づく差別の禁止された形態として、国内法令に含められるべきである<sup>19</sup>。締約国は、教育についての権利に関する禁止、公的な保健施設及び職場<sup>20</sup>のような公共の場所での、ならびに私的な場所での合理的な便宜の否定といった差別に取り組むべきである。例えば、(訳注：労働の)スペースが、車椅子が近づきがたいような方法で設計及び建設されている限り、車椅子利用者は、事実上労働の権利が否定されていることになる。

## 年齢

29. 年齢はいくつかの文脈において差別禁止事由である。委員会は、失業した高齢者の求

---

<sup>17</sup> 定義につき、CRPD 第1条「障がいを持つ人々には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障がいを有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。」

<sup>18</sup> 社会権規約委員会の一般的意見第5、パラグラフ15を参照。

<sup>19</sup> CRPD 第2条：「合理的配慮」とは、障がい者が他の者と平等を基礎にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

<sup>20</sup> 社会権規約委員会の一般的意見第5、パラグラフ22を参照。

職、又は職業訓練や再訓練へのアクセスにおける差別、及び居住している所に支払われるべき、老齢年金への不平等なアクセスのために貧しく暮らす高齢者に対する差別に取り組む必要性を強調してきた<sup>21</sup>。年少者に関しては、青年期の男女による性と生殖に関する健康の情報及びサービスへの不平等なアクセスは、実質上差別である。

## 国籍

30. 国籍という事由は、規約上の権利へのアクセスを妨げるべきでなく<sup>22</sup>、例えば国内にいるあらゆる子どもたちは、不法滞在の地位にある子どもを含め、教育を受ける権利及び十分な食料及び負担可能な医療へのアクセスを有している。規約上の権利は、法的地位及び証明書類にかかわらず、例えば難民、庇護申請者、無国籍者、移民労働者及び国際的な人身売買の被害者など、その国の国民でない人を含めたすべての者に適用される<sup>23</sup>。

## 婚姻及び家族上の地位

31. 婚姻上及び家族上の地位は、とりわけ、その人が既婚か未婚か、特定の法形態に基づいた婚姻か、事実上の関係又は法で認められていない関係にあるか、離婚した又は死別したか、拡大家族又は血族集団で暮らしているか、もしくは子ども及び扶養家族又は著しい数の子どもに対する異なる種類の責任をもつか、など個人間によって異なる。社会保障給付へのアクセスにおける、個人が結婚しているかどうかに基づいた差異のある扱いは、合理的かつ客観的な基準に基づいて正当化されなければならない。特定の場合において、差別は、彼又は彼女の家族上の地位のために個人が規約によって保護される権利を行使できない場合、又は、個人が配偶者の承諾、若しくは親類の同意、保証によりそうできたに過ぎない場合にも起こりうる。

## 性的指向及び性自認

32. 第2条2項で認められた「他の地位」には、性的指向が含まれる<sup>24</sup>。締約国は、人の性

---

<sup>21</sup> さらに社会権規約委員会の一般的意見第6を参照。

<sup>22</sup> このパラグラフは、「開発途上にある国は、人権及び自国の経済の双方に十分な考慮を払い、この規約において認められる経済的権利をどの程度まで外国人に保障するかを決定することができる」と述べる規約第2条3項の適用を損なってはならない。

<sup>23</sup> 人種差別撤廃委員会、市民でない者に関する一般的勧告第30も参照。

<sup>24</sup> 社会権規約委員会の一般的意見第14及び第15を参照。

的指向が、規約上の権利を実現する障害とならないこと、例えば遺族の年金受給権（訳注：異性婚と同様の法的保護が受けられない同性婚で、死亡者のパートナーの権利をさすと思われる）を確保すべきである。さらに、性自認は差別禁止事由のひとつとして認められるのであり、例えばトランスジェンダー、トランスセクシャル、又はインターセックスである人はしばしば、学校や職場での嫌がらせといった深刻な人権侵害に直面している<sup>25</sup>。

## 健康状態

33. 健康状態は、人の身体上又は精神上の健康に係る<sup>26</sup>。締約国は人の実際の又は認識された健康状態が規約に基づいた権利の実現の障害とならないよう確保すべきである。公衆衛生の保護は、人の健康状態との関連で、人権を制約する論拠として国家によりしばしば引き合いに出される。しかしながらこのような制約の多く、例えば、HIV の状況が、教育、雇用、医療、旅行、社会保障、居住及び庇護に関して差異ある扱いの論拠として用いられる場合は、差別である<sup>27</sup>。締約国はまた、しばしば自らの規約上の権利を十分に享受する個人の能力を蝕む、例えば精神疾患、ハンセン病のような疾病、及び産科的瘻孔疾患で苦しむ女性など、健康状態に基づいて人を広範囲にわたり非難することに対処するための措置を採択すべきである。健康状態に基づいた健康保険へのアクセスの拒否は、このような差別化を正当化できる合理的又は客観的な基準がなければ、差別となるものである。

## 居住地

34. 例えばある個人が暮らしているもしくは登録されているのが、都市部か農村地域か、公式な定住か非公式な入植集落か、国内避難民になっているか遊牧民の生活様式を送っているかなど、規約上の権利の行使は、人の現在のもしくは以前の居住地を条件にしたり、それにより決定されたりすべきでない。地方間及び地域間の格差は、例えば一次医療機関、二次医療機関及び緩和ケア医療機関の、利用可能性及び質において、公平な分配が存在することを確保することにより、実際問題として撤廃すべきである。

## 経済的及び社会的地位

---

<sup>25</sup> 定義につき、性的指向及び性自認に関する国際人権法の適用についてのジョグジャカルタ原則を参照。

<sup>26</sup> 社会権規約委員会の一般的意見第 14、パラグラフ 12(b)、18、28 及び 29 を参照。

<sup>27</sup> 国連人権高等弁務官事務所、及び国連合同エイズ計画（UNAIDS）により公表されたガイドライン（2006 年）を参照、「HIV/AIDS と人権に関する国際ガイドライン、2006 年統合版」。[http://data.unaids.org/Publications/IRC-pub07/JC1252-InternGuidelines\\_en.pdf](http://data.unaids.org/Publications/IRC-pub07/JC1252-InternGuidelines_en.pdf) で入手可能。

35. 個人及び個人の集団は、社会のある特定の経済的又は社会的集団もしくは階層に属することを理由に、恣意的に扱われてはならない。人の社会的及び経済的地位は、貧困の中で暮らし又はホームレスである場合には、他人と同質の教育及び医療の拒否又は不平等なアクセス、ならびに公共の場所へのアクセスに対する否定又は不平等を導きうる広範な差別、不名誉(stigmatization)、及び否定的な固定観念をもたらすだろう。

## **. 国内での実施**

36. 差別的な行動を慎むことに加えて、締約国は、規約上の権利の行使において、差別が撤廃されることを確保するための、具体的、計画的かつ目標を定めた措置をとるべきである。1つ又は複数の禁止された事由により区別されるであろう個人及び個人の集団は、そのような措置の選定に関する意思決定プロセスに参加する権利を確保されるべきである。締約国は、選択された措置が実際に効果的であるか、定期的に評価をおこなうべきである。

## **法令**

37. 差別に対処するための法令の採択は、第2条2項の遵守に不可欠である。締約国はしたがって、経済的、社会的及び文化的権利の分野における差別を禁止する具体的な法令を採択することが奨励される。このような法律は、形式的及び実質的な差別を撤廃することを意図し、義務を公的及び民間の行為者に帰属させ、かつ、上記で検討した禁止事由を対象とすべきである。その他の法律は定期的に再検討され、必要な場合には、法律が、規約上の権利の行使及び享受に関して、形式的又は実質的に差別をしない若しくは差別を導かないことを確保するために改正されるべきである。

## **政策、計画及び戦略**

38. 締約国は、規約上の権利の分野における公の及び民間の行為者による形式的及び実質的双方の差別に対処するために、戦略、政策及び行動計画が、実施されかつ実現されることを確保すべきである。このような政策、計画及び戦略は、禁止された事由により区別されたあらゆる集団に焦点をあてるべきであり、かつ締約国は、数ある実行可能な手段の中でも、平等の達成を加速するための暫定的な特別措置を採択することが奨励される。経済成長を刺激するための、例えば予算上の割当て及び措置などの経済政策は、規約上の権利の効果的な享受を差別なく保障する必要性に注意を払うべきである。公的及び民間の制度は、無差別に取り組むための行動計画を進展させることが求められるべきであり、ならび

に国家は、公務員に対する人権教育及び訓練プログラムを行い、かつこのような訓練が、裁判官及び司法上の役職への候補者も利用可能なものにするべきである。平等及び無差別の原則に関する教育は、禁止事由に基づいた優性及び劣性という概念を取り除く目的で、及び社会における異なった集団間の対話及び寛容を促進するために、公式及び非公式に、包括的かつ多文化的な教育に統合されるべきである。締約国はまた、周縁化された集団が新たに出現しないための適切な予防的措置を採択すべきである。

## **体系的差別の撤廃**

39. 締約国は、実際上の体系的差別及び分離を撤廃ために積極的なアプローチをとらなければならない。このような差別に取り組むことは、通例、時限的な特別措置を含め、法律、政策、及び計画の領域で包括的なアプローチが必要とされることになる。締約国は、公的及び民間の主体が、差別に直面している個人及び個人の集団に関する自らの態度や行ないを改めることを奨励するために動機づけ(incentives)を用いることを考慮すべきであり、もしくはしたがわれない場合に罰則を課すべきである。体系的な差別について注意を喚起するための公的な指導及び計画、ならびに差別の煽動に対して厳しい措置をとることはしばしば必要である。体系的な差別を撤廃することは、伝統的に無視されてきた集団に、より多くの資源をあてることがたびたび求められることになる。一部の集団に向けられた敵意が繰り返されているとすれば、公務員及びその他の者により実際に法及び政策が実施されることを確保することに、特に注意が向けられる必要があることになる。

## **救済措置及び説明責任**

40. 国家の法令、戦略、政策及び計画は、経済的、社会的及び文化的権利の分野での差別によりもたらされる被害の個々の、及び構造上の性質に効果的に取り組むメカニズム、及び機関を提供すべきである。差別の主張を扱う機関には、通例、裁判所及び法廷、行政当局、国内人権機関及び/又はオンブズパーソンが含まれ、それらはすべての者が差別なくアクセスすることが可能なものであるべきである。これらの機関は、迅速に、公平にかつ独立して申立てに採決を下し、又は調査をおこなうべきであり、民間の行為主体による行為及び不作為を含め、第2条2項に関し申し立てられた違反を扱うべきである。問題になっている事実及び事件の、全体又は一部が、当局及びその他の被申立人の独占的な情報の範囲内にある場合は、立証責任は当局又は他の被申立人それぞれにあると考えられるべきである。これらの機関にはまた、例えば補償、賠償、原状回復、リハビリテーション、再発防止の保証、公式の謝罪といった効果的な救済措置を提供する権限を与えられるべきであり、かつ締約国はこれらの措置が実効的に実施されることを確保すべきである。国内における平等及び無差別の法的な保障は、これらの機関が経済的、社会的及び文化的権利の

十分な保護を容易にしかつ促進するような方法で解釈されるべきである<sup>28</sup>。

### **監視、指標及び基準**

41. 締約国は、規約の第2条2項にしたがった措置の実施を、効果的に監視することが義務づけられる。監視は、差別の撤廃においてとられた措置及び達成された結果の双方を評価すべきである。国家の戦略、政策及び計画は、差別禁止事由に基づき細分化された、適切な指標及び基準を使用すべきである<sup>29</sup>。

訳・川本紀美子（作新学院大学非常勤）

---

<sup>28</sup> 社会権規約委員会の一般的意見第3及び第9を参照。規約に対する締約国の報告書に関する総括所見における委員会の実行も参照。

<sup>29</sup> 社会権規約委員会の一般的意見、第13、第14、第15、第17、第19及び新報告ガイドライン（E/C.12/2008/2）を参照。